

## 独立行政法人大学評価・学位授与機構職員懲戒規則

平成16年4月1日

規則第61号

最終改正 平成27年2月25日

### (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第44条の規定に基づき、職員の懲戒の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (懲戒の原則)

第2条 懲戒処分は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「職員就業規則」という。）第44条、独立行政法人大学評価・学位授与機構非常勤職員就業規則（平成16年規則第40号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第53条に規定する懲戒の事由に該当する場合に対して行う。

2 懲戒処分は、同一の非違行為に対して、重ねて行うことはできない。

3 懲戒処分は、同じ程度に違反した行為に対して、懲戒の種類、程度が異なってはならない。

### (調査委員会)

第3条 機構長は、前条第1項に規定する懲戒の事由に該当すると認められる非違行為が発生した場合は、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事実の確認及び処分量定の審議を行わせるものとする。

2 委員会は、遅滞なく事実の確認及び処分量定の審議を行い、その結果を機構長に報告する。

3 委員会は、次の者によって構成する。

- 一 機構長が指名する理事1名
- 二 部長のうち機構長が指名する者
- 三 その他機構長が必要と認める者

4 委員会に委員長を置き、第3項第1号に定める委員をもって充てる。

5 委員会には、必要に応じて外部有識者を加えることができる。

### (懲戒処分の量定)

第4条 処分量定の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮のうえ決定する。

- 一 非違行為の動機、態様及び結果
- 二 故意の有無又は過失の程度
- 三 非違行為を行った職員の職責と非違行為の関係
- 四 他の職員及び社会に与える影響
- 五 過去の非違行為の有無

六 非違行為発覚以前の勤務態度や非違行為後の対応

- 2 処分量定については、別に定める「独立行政法人大学評価・学位授与機構職員懲戒処分指針」（以下「指針」という。）に掲げる事項を総合的に考慮のうえ決定する。ただし、指針に掲げられていない非違行為についても、指針に掲げる取扱いを参考とし、懲戒処分をすることができる。

（懲戒処分等の決定）

第5条 機構長は、委員会から懲戒処分等を要する旨の報告を受けた場合には、役員協議会において審議したうえ、職員就業規則第45条及び非常勤職員就業規則第54条に定める懲戒の種類又は職員就業規則第46条及び非常勤職員就業規則第55条に定める訓告等を決定する。

（弁明の機会付与等）

第6条 役員協議会は、前条に定める審議を行うに当たって、次の各号に掲げる手続きを経なければならない。

- 一 対象となる職員に対し、別紙様式1の「審査事由説明書」を交付すること。
- 二 対象となる職員が前号の「審査事由説明書」を受領した後、14日以内に別紙様式2の「陳述請求書」により請求した場合、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えること。
- 三 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴すること。

（懲戒処分書等の交付）

第7条 機構長は、役員協議会の審議に基づき懲戒を決定した場合は、別紙様式3の「懲戒処分書」及び別紙様式4の「処分説明書」を対象となる職員に交付して行う。

- 2 機構長は、役員協議会の審議に基づき訓告等を決定した場合は、文書を職員に交付して行うものとする。ただし、厳重注意の処分にあたっては、口頭により行うことができる。

（懲戒処分の効力）

第8条 懲戒処分の効力は、前条第1項の「懲戒処分書」及び「処分説明書」を交付したときに発生する。

- 2 前項の文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第97条の2第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第97条の2第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに「懲戒処分書」及び「処分説明書」の交付があったものとみなす。

（不服申立て）

第9条 懲戒処分を受けた職員は、「懲戒処分書」及び「処分説明書」を受領した日の翌日から起算して60日以内に機構長に対し書面をもって不服申立てをすることができる。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。

- 2 機構長は、前項の不服申立てがあった場合には、委員会に事実の再調査又は処分量定の再検討を行わせることができる。

(刑事裁判との関係)

第10条 懲戒処分等に付されるべき事由が刑事裁判所に係属する間においても、機構長は、同一事件について、適宜に、懲戒処分等に関する手続を進めることができる。

(教員の懲戒)

第11条 教員に懲戒処分等を行う場合の手続きについては、この規則の「役員協議会」を「運営委員会」に読み替えて適用するほか、独立行政法人大学評価・学位授与機構教員の就業に関する規則（平成16年規則第39号）第8条の定めるところによる。

(懲戒の公表)

第12条 懲戒処分の公表を行う場合の基準については、別に定める。

(減給の方法)

第13条 就業規則第45条第1項第2号に定める減給は、その効力発生の日の直後の給与の支給日（効力発生の日と給与の支給日とが同日の場合は、次の給与の支給日）に減給分を差し引くこととする。

- 2 減給する額の総額が、給与の支給日に支給される給与の総額の10分の1を超える場合は、その超える額については翌月以降の給与の支給日に減給する。
- 3 減給を行う給与の支給日前に退職等した場合には、その退職等をもって減給を打ち切るものとする。

(期間の計算)

第14条 就業規則第45条第1項第3号に規定する出勤停止及び同条第1項第4号に規定する停職の期間の計算は、暦日計算による。

- 2 前項の期間の計算は、処分の効力発生日を算入せず、その翌日から起算する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、懲戒処分等の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(施行日以前の懲戒)

第2条 機構長は、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号）

附則第3号の適用を受ける職員（以下「承継職員」という。）について、この規則施行日以前における承継職員の行為が、就業規則第44条に定める懲戒の事由に該当する場合は、当該行為に対して同規則第45条に定める区分に応じた懲戒に処することができる。

#### 附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。